

# いのこし病院訪問リハビリテーション重要事項説明書

あなたに対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 事業所概要

事業所名称 医療法人博報会 いのこし病院  
所在地 名古屋市名東区猪子石原一丁目1501番地  
法人種別 医療法人  
代表者名 理事長 柵木 充明  
電話番号 052(777)5688  
FAX番号 052(777)1767  
名古屋市長から指定を受けているサービスの種類及び指定番号 2311501494

## 2. 事業の目的と運営方針

- (1) 病気やけが等により家庭において寝たきり又はそれに準ずる状態、若しくはかかりつけの医師が訪問リハビリテーションの必要を認めた者に対し、理学療法士・作業療法士が訪問して訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスを提供します。
- (2) 訪問リハビリテーションは、健康保険法及び介護保健法の理念に基づき、寝たきり老人等の心身の特性を踏まえて訪問リハビリテーション利用者の生活の質の確保を重視し、健康管理や日常生活動作の維持、回復を図ると共に在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように又利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うことを目的とする。
- (3) 事業所では、利用者の有する能力に応じ訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、介護その他日常的に必要とされる医療を提供し在宅における日常生活の回復を目指す。
- (4) 事業所は、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の実施にあたって地域の保健・医療・福祉サービスを提供する関連機関、指定介護予防事業者等との密接な連携に勤め、その協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

## 3. ご利用事業所の従員数及び勤務の体制

- (1) 管理者 1名（いのこし病院院長）
- (2) 理学療法士 2名（常勤2名 勤務時間（午前8時45分～午後5時30分）  
作業療法士 1名（常勤1名 勤務時間（午前8時45分～午後5時30分）  
言語聴覚士 2名（常勤1名 非常勤2名 勤務時間（午前8時45分～午後5時30分）  
（平成29年 6月 1日 現在）

## 4. 営業時間

営業日 月曜日～金曜日 営業時間 8時50分～17時30分

注）年末年始（12月30日～1月3日）は除きます。

## 5. 苦情申立窓口

保険者の各市町村介護保険課の窓口	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
愛知県国民健康保険団体連合会	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	連絡先	052(971)4165	
名古屋市健康福祉局介護保険課	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	連絡先	052(972)2592	

6. 緊急時の対応方法

利用者の主治医への連絡を行い医師の指示に従います。主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講じます。また緊急連絡先にご連絡をいたします。

7. 当事業所では、職員が身の危険を感じた際には理由のいかんに関わらず、最寄の警察に通報し、断固たる対応をいたします。

ご利用者様の主治医 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

緊 急 連 絡 先 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

(乙) 当事業所は、甲1に対する居宅サービスの提供開始に当たり、甲1 甲2 対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

説明者(乙) 所在地 名古屋市名東区猪子石原一丁目1501番地  
名 称 医療法人 博報会  
いのこし病院  
氏 名 ⑩

(甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。また、貴事業所が私のよりよき介護のためのサービス担当者会議等において、私の個人情報等を契約の有効期間中に用いることに同意します。

利用者(甲1) 住 所  
氏 名 ⑩

利用者の家族(甲2) 住 所  
氏 名 ⑩